

令和2年度 茨城大学地域研究・地域連携プロジェクト募集要項

1. 目的

地域研究・地域連携プロジェクトは、地域に貢献する本学の重要な事業と位置付け、地域の抱える重要課題について茨城大学社会連携センターが問題提起し、その解決策を研究するプロジェクトに対し支援を行う事業です。この事業を通して、茨城大学の教員等が自治体等との将来にわたる真のパートナーシップを確立し、大学全体の地域貢献を組織的・総合的に推進することを目的としています。

なお、昨年度まで教員向けプロジェクトは、「戦略的地域連携プロジェクト」と「地域研究・地域連携プロジェクト」の2本立てで行って行っておりましたが、この2つプロジェクトの明確な区分がなくなったことから、今年度から「戦略的地域連携プロジェクト」と「地域研究・地域連携プロジェクト」を一元化し、「地域研究・地域連携プロジェクト」として行うことにいたしました。

2. 事業主体

次の両者が事業主体となることは必須の条件です。

- ・自治体等の事業担当責任者（自治体にあつては原則、課長以上。又は住民等を代表する者）
- ・茨城大学の事業担当教員等

3. 募集事業

(1) 支援事業テーマ

今年度の支援事業テーマは、下記の3つとします。

- ① 連携協定を結んでいるプロスポーツチームとの連携関係の維持・強化への支援
- ② 連携協定を結んでいる自治体を中心にした複数の自治体の参加による研究会、円卓会議、シンポジウムの開催に対する支援
- ③ その他

事業主体は、自治体等の抱える課題の中から茨城大学の教員がアカデミックな立場から求められている課題を選定して、事業計画を策定してください。過去に採択された事業については、下記のURLよりご確認ください。

【地域研究・地域連携プロジェクト】

<https://www.scc.ibaraki.ac.jp/project/chiikikenkyu/>

【戦略的地域連携プロジェクト】

https://www.scc.ibaraki.ac.jp/project/startegic_localarea/

【COC 事業関係プロジェクト】

<http://www.coc.ibaraki.ac.jp/coc/activity/>

(2) 実施期間

- ・原則として単年度での採択となります。同一プロジェクトでの申請は最長3年まで可能です。その場合、毎年度申請書を提出していただきます。
- ・審査の結果、継続して支援を行えないことがありますのでご了承ください。

(3) 支援経費

年間最大30万円（審査により、減額して配分する可能性があります。）

4. 申請までの流れ

(1) 教員等の選考

この事業は、自治体等の事業担当責任者と、本学の教員等が連携した事業です。このことから、次の点に留意して申請をしてください。

- ・過去に、自治体等の事業担当責任者が、担当する本学の教員等と面識がある場合
直接、担当の教員等へ、連絡していただき、申請書を両者共同で作成して提出してください。
- ・担当する本学の教員等が未定の場合

申請についてご相談がある場合には、本学社会連携センターへご連絡ください。テーマ等によっては教員等を紹介できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、本学の研究者情報総覧を参考の上、直接、当該教員と調整して手続きを行っても差し支えありません。

研究者情報総覧 (<https://info.ibaraki.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>)

(2) 申請書の作成

- ・作成方法について

申請に当たっては下記の資料を作成してください。

- 新規事業（昨年度に同様の事業を実施していない）の場合

様式1-1、様式2、様式3

- 継続事業（昨年度同様の事業を実施している）の場合

様式1-2、様式2、様式3

各様式の作成に当たっては、別紙「記入の手引き」をご参照ください。

- ・作成時における注意事項

- ① 原則として、消耗品以外の購入はできません。特に、書籍の購入はできませんのでご注意ください。
- ② アルバイトに係る人数は、最小限にしてください。アルバイトに学生を雇用する場合、学生の研究内容と本事業の内容に関係性がないようにしてください。学生の研究目的のために、本事業から人件費を支出することはできません。
アルバイト賃金単価：960円/時間 ※学生、院生、一般の時給が統一されました。
- ③ 講演会講師等の謝金基準額は、別紙『茨城大学謝金基準単価表』に示すとおりです。
- ④ 旅費については、直接事業に関わる場所への移動旅費又は招聘旅費は対象となりますが、学会参加、見学、視察等に関わる旅費は認められません。また、帯同者は必要最小限に限り認めます。
- ⑤ 自治体等が負担する経費等については、自治体等の会計基準に従って記載してください。

(3) 申請に当たっての注意事項

- ① 前述の支援事業テーマに即して、自治体等と本学の教員等とが連携を密にしながら実施していく事業であることが必須となります。
- ② 県等の自治体の事業（受託・共同研究、地域活性化推進事業等）など、ほかの事業に同一テーマあるいは類似する内容で申請中の場合は、申請書の特記事項欄に必ず記入してください。
- ③ 本事業に採択後、同一テーマあるいは類似する内容で他の事業に採択された場合は、本事業

の採択を取り消します。

- ④複数年度実施する事業計画の場合、次年度も必ず再度申請をしていただきます。審査の結果により、事業が必ずしも承認されるわけではないことを、あらかじめご承知おきください。

(4) 申請方法

各申請書様式に記入の上、以下の提出先に送付してください。

新型コロナウイルスの影響で、公募期間内の申請が厳しい場合は、社会連携課地域連携グループまでその旨ご相談いただきますと幸いです。

【提出方法】

電子メールのみの受付となります。申請書類を添付の上、ご提出ください。

提出データ形式：E x c e l形式及びP D F形式（どちらも提出してください）

電子メール提出先：gakupro@ml.ibaraki.ac.jp

【申請書提出期日】

7月10日（金）17時 [必着]

【申請書様式入手先】

<https://www.scc.ibaraki.ac.jp/project/chiikikenkyu/>

5. 申請事業の審査方法

(1) 評価のポイント

審査は5つの観点から行います。

- ① 自治体と本学教員等との真の連携事業になるよう。資源提供も含め、役割分担が適切になされているか
- ② 事業実施の結果、得られる成果や効果にはどのようなものが期待されているか
- ③ 事業の実施が可能なように計画は練られているか
- ④ 事業テーマが事業の趣旨である「地域研究・地域連携」にふさわしいものとなっているか
- ⑤ 事業の内容と所要経費積算内訳との間に整合性は取れているか

(2) 審査の進め方

審査員により申請書の内容を審査します。なお、申請書の内容について問い合わせることがありますので、あらかじめご承知おきください。

6. 採否の発表等

採否については、**審査が終了し次第**、申請代表者全員にメールにて通知します。

7. 採択後の日程（予定）

- (1) 事業実施期間・・・採択日～令和3年3月15日（月）
- (2) 予算執行期限・・・令和3年1月29日（金）
- (3) 事業報告書の提出期限・・・令和3年3月15日（月）

8. 事業報告等

年度終了時に「事業報告書」を提出していただきます。この「事業報告書」は、社会連携センターホームページ (<https://www.scc.ibaraki.ac.jp/>) で公開しますのであらかじめご了承ください。

なお、本学が開催する会議等において、実施した事業活動及び成果を発表していただくことがありますのであらかじめお含みおきください。

自治体等においては、成果を政策に反映させやすいよう組織内において発表を行ったり、地域住

民等に向けて成果報告会をしたりするなど、本事業の成果報告の方法についても事前にご検討ください。

9. その他

この事業の成果を報告する場合や、催事などで使用するポスター、チラシ等を作成する場合及びWebやSNSにより情報発信を行う際には、「茨城大学社会連携センター支援事業 地域研究・地域連携プロジェクト」であることを必ず明記してください。

10. 問合せ先

この事業に関する連絡先は次のとおりです。

茨城大学 研究・社会連携部社会連携課地域連携グループ

TEL : 029-228-8088

FAX : 029-228-8495

E-Mail : gakupro@ml.ibaraki.ac.jp